

生徒指導規程

(目的)

第1条 集団の規律を維持し、一人ひとりの生徒が明るい豊かな学校生活を送るために守るべき生活の規律と教職員が共通実践しなければならない生徒指導に関する基本的事項を定め、その周知徹底に努めることによって、学校教育目標の達成を図ることを目的とする。

(校内生活)

第2条 登校、下校、外出については、次のとおりとする。

- (1) 登校は8時40分までとする。ただし、余裕を持って5分前登校を心掛け、身だしなみを整え、提出物の整理を行うなどの時間に充てる。
- (2) 下校は帰りのSHR・清掃活動の後、16:40までに速やかに下校を完了させる。ただし、生徒会活動・部活動・講座、補習などを放課後に行う場合には、監督教員の指示に従うこと。
- (3) 外出は所定の願いを担任に提出し、許可を得ること。

2 所得品、携行品については、次のとおりとする。

- (1) 身分証明書は校内外を問わず携行する。
- (2) 危険なものは、校内外を問わず所持したり携行したりしてはならない。
- (3) スマートフォン・携帯電話は、決められた場所・時間帯に必要な場合のみ使用すること。

3 校内における文書配布、集会、募金等については、次のとおりとする。

- (1) 校内における文書配布、掲示及び集会については許可を受けなければならない。
- (2) 許可なしに募金、カンパ等の金銭收受を伴う活動は一切行ってはならない。

4 外来者同伴(招待)については、次のとおりとする。

外来者を校内に伴う(招待する)場合は、所定の手続きを経て許可を得なければならない。また、許可を受けた外来者は「外来者名簿」に記入しなければならない。

(法律、条例等で禁じられている事項)

第3条 法律、条例等に違反した行為及び満18歳未満の者が禁じられている行為については、年齢のいかんにかかわらずこれを禁止とする。特に飲酒、喫煙及び賭博行為は厳禁する。電子たばこ、ノンアルコールビール等においては、飲酒、喫煙の扱いに準ずる。

(校外生活)

第4条 通学については、次のとおりとする。

- (1) 登下校時には、交通安全、不審者対策に細心の注意を払うこと。
- (2) 自転車通学については、別に定める交通安全指導規程による。

2 自動車運転免許取得については、別に定める交通安全指導規程による。

3 出入り禁止の場所については次のとおりとする。行為の意志の有無にかかわらず次の場所への出入りは禁止する。

- (1) パチンコ店、マージャン荘等の遊技を専門とする施設。
- (2) 酒類を主として提供する飲食店。
- (3) 北海道青少年健全育成条例で禁止しているところ。

4 夜間外出・外泊については次のとおりとする。

- (1) 夜間外出は午後9時までに帰宅する。ただし、正月（12月31日～1月3日）、お盆（14日～16日）、厳島神社祭典の期間、港祭の期間は午後10時までに帰宅すること。
- (2) 外泊は禁止する。ただし、やむを得ない事情があり、その事情を保護者等が認め同意した場合の外泊に限り認める。

5 旅行、キャンプ、登山等の野外活動については、次のとおりとする。

- (1) 宿泊を伴う旅行、サイクリング等の野外活動については、保護者等が認め同意した場合に限り認める。
- (2) キャンプ、登山については、保護者等又は保護者等が認めた成人で、かつ指導能力のある代理人の同行を条件とし、保護者等が認め同意した場合に限り認める。
- (3) 河川、湖沼でのスケート及び遊泳を許可されている所以外での水泳は禁止する。

6 アルバイトについては、別に規程を定める。

7 対外行事への参加については、次のとおりとする。

- (1) 部活動における対外行事参加については、別に規程を定める。
- (2) 個人による学校外のスポーツ大会、文化的行事等外部団体の活動に参加する場合並びに外部団体に所属する場合には許可を得なければならない。
- (3) 集会、催し物等を主催したり参加する場合は、保護者等が認め同意した場合に限り認める。
- (4) 同窓会、クラス会等の集会に参加する場合は、保護者等が認め同意した場合に限り認める。
(服装)

第5条 服装については、別に規程を定める。

(頭髪・化粧)

第6条 男子については、次のとおりとする。

- (1) 頭髪は、学業に支障をきたさない長さとする。(長さは、目にかからない、襟が隠れない程度の長さとする。)
- (2) パーマ、その他特異な手を加えた髪型は禁止する。
- (3) 染髪、脱色はしてはならない。
- (4) その他高校生らしい身だしなみに心がける。

2 女子については、次のとおりとする。

- (1) 頭髪は学業に支障をきたさない長さとする。(前髪は目にかからない程度の長さとする。)
- (2) パーマ、その他特異な手を加えた髪型は禁止する。
- (3) 染髪・脱色はしてはならない。
- (4) 化粧及び口紅、色つきリップクリーム(つけた後で発色するものも含む)、マニキュア等の使用は禁止する。
- (5) その他高校生らしい身だしなみに心がける。

(履物)

第7条 履物については、次の項を遵守する。

- (1) 上靴及び体育時等に用いる外靴は、学校指定のものとし、氏名を記入する。
- (2) 登下校時に用いる外靴は、活動的で華美ではない高校生らしいものとする。

(下宿)

第8条 下宿をする場合は、届け出て指導を受けなければならない。下宿先を変える場合も同様である。なお、アパート等での一人暮らしは認めない。

- 2 別に定める「下宿生心得」を遵守しなければならない。

(いじめ)

第9条 「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめにあったとき、いじめを目撃したときは、速やかに教員へ報告し、問題解決を図ること。

(住所変更、賞罰関係の届出)

第10条 戸籍、家族関係、住所等に変更・変化があった場合は、すみやかに担任に届け出ること。

- 2 本人又は家族に感染症が発生した場合は、すみやかに担任に届け出ること。
- 3 社会的な賞罰を受けた場合、違反行為をした場合及び事故等があった場合は、すみやかに担任に連絡すること。

(諸届・諸願)

第11条 届、願は必要に応じて速やかに提出しなければならない。

- 2 諸届、諸願の種類、提出先及び書式は別表による。

(賞罰)

第12条 賞罰については、別に定める規程による。

服装指導規程

(目的)

第1条 規律ある学校生活を過ごすために、本校生徒が共通に理解し実践する服装の基本について、定めるものとする。

(男子服装)

第2条 男子生徒の服装については、次のとおりとする。

(1) 正装

ア ブレザー、スラックスともに本校指定の制服を着用する。

イ 本校指定のワイシャツ、ネクタイを着用する。

(2) コート類

コート、ジャンパー類は学生らしく標準的なものとする。

(女子服装)

第3条 女子生徒の服装については、次のとおりとする。

(1) 正装

ア ブレザー、スカート・スラックスともに本校指定の制服を着用する。

イ スカート丈の最短は膝蓋骨中心とする。

ウ 本校指定のワイシャツ、ネクタイを着用する。

エ ハイソックスは紺色とする。また、小さめのワンポイントを認める。指定品とはしない。

(2) 冬期間

冬期間、女子は黒・紺・肌色のストッキング・タイツまたは本校指定のスラックスを着用しなければならない。この場合はハイソックスを着用しなくてもよい。また、防寒の目的でソックスを着用する場合には、黒や紺を基調にして華美にならないものとする。

(3) コート類

コート、ジャンパー類は学生らしく標準的なものとする。

(夏季略装)

第4条

(1) ブレザーまたはニットベストを着用した上で、ノータイ、シャツの第1ボタンを外すことを認める。

(2) ネクタイを着用する場合は、ブレザーまたはニットベストを着用した上で、襟のボタンを含むすべてのボタンをし、結び目を上まで上げ正しく着用する。シャツの袖については指示された場合を除き、まくり上げることを認める。

(3) 本校指定のクールビズシャツの着用を認める。

(夏季略装期間以外の略装について)

第5条 夏季略装期間以外の通常授業日においても、夏季略装の規程を適応する。ただし、登校時と朝のSHRはブレザー、ネクタイを着用することとする。

(留意事項)

第6条 次の場合は、正装（略装）でなければならない。

(1) 登下校時

(2) 休業日等の講習・模擬試験・検定、他校訪問等の場合。

